

## 行 動 計 画 書

次世代育成支援対策推進法に基づき、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分発揮できるように、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間

2. 内 容

**目標1 仕事と子育ての両立に支援的な環境・風土の育成および提供を行う。**

<対策>平成23年4月～

- ・育児休職者および復職者と、休職・復職前に必ず面談を行う。  
なお、復職に当たっての面談では、復職先上司も同席させ、制度の内容および上司がマネジメント上留意すべき点について説明を行い、共有を図る。
- ・育児休職者と定期的な情報交換を実施し、必要に応じた支援を行うと共に、休職期間中でも会社状況を把握してもらうことで復職しやすい環境作りを行う。

**目標2 妊娠、出産後の健康診査等のための通院時間の確保及び妊娠中の通勤緩和措置をとる。**

<対策>平成23年4月～

- ・従業員の具体的なニーズの調査を行う。
- ・健康診査の時間を確保し通勤緩和措置を行う。
- ・社内イントラ等を利用して従業員へ制度の周知徹底を図る。

**目標3 年次有給休暇取得促進のための取組を実施する**

<対策>平成23年4月～

- ・従業員の有給休暇取得率の調査を定期的に行い、イントラにて公表する。
- ・個人が保有している有給休暇日数の半分の取得を促す。